

顯揚大戒論における一二の問題

石 田 瑞 磨

眞寂親王の「慈覺大師傳」には、圓仁が臨終の遺誡にのべたこととして、淳和天皇の太皇后が菩薩尼戒壇を建立せられんとして、未だ建立を見ていないが、自分の作つた顯揚大戒論はこの御願を護り助け奉らんがためであるから、自分無きのちは、太皇后の「御願を遂げ、此の論を啓せし」めんことをと、願つたと記されているが、この大戒論の序文には、圓仁によつては未だこの論の大雜把な骨格が漠然と目論まれていただけで、細部の組織構格は整備されていず、弟子「某甲」―その弟子は附法の弟子安慧と推定されている―によつて完成したものであり、特にこの論の成立について、最澄によつて樹立された圓頓戒壇に對する反對貶毀の聲が斷えなかつた爲に、この菩薩の大戒を更に一層闡明せんとしたものであることが知られる。恐らく論の序文を信すべきであらうと思うが、それでは、叡山の圓頓戒壇を認めることをこぼんだ聲の中核をなす主張はどのようなものであつたであらうか。大戒論には、相手側の主張というものが明瞭ではない。主張は僅に散見されるが、その傳えるところが果して正確に表現されているかどうか疑問である。恐らくこの論は、最澄の顯戒論に引かれる僧統の奏言を豫想しているからであらうから、この奏言を裏付けとして窺つてみる必要がある。

さて天台圓戒の立場とこれに對抗するところの、大戒論が「執小

者」と呼んでいる南都戒の立場との間には明らかに喰いちがいがある。即ち顯戒論に於て既に明らかな如く、その中で最澄が分類している五篇のうち、その重要趣意は、十重四十八輕戒をもつて、大乘の大僧戒となすこと、その大僧戒を受けて大僧となることという點が認めらるか否かにかかつているのはその一つである。顯戒論は僧統の奏言を引いて一々これを論駁しているが、今それについて一々觸れない。ただこの所論は顯揚大戒論でも同じく受け繼がれ、ここでもいろいろの問題を種々の角度から論じているが、この成立をより徹底的に論證して、遂に反對者をして口を緘せしめようとする強い熱意を見ることが出来る。

先ず顯揚大戒論の論者は、南都戒をとるものが、「聲聞を僧と爲すと知りて、未だ菩薩を僧と爲すことを信ぜず、……大乘の戒品を貶して沙彌の戒と爲す」ものであると説いている。ここにいう聲聞とは勿論南都の側からそのまゝ自己の立場として主張されたものとは考えられないものであつて、正しくは顯戒論がいうように、「大僧の名は別解脱に依りて方に其の名を得」と説き、「十重四十八輕戒をもつて大乘の大僧戒と爲す」ことを認めないという立場である。四分律の二百五十戒をもつて比丘たる資格を認める立場である。南都戒を奉ずるものは、自から「此の國の比丘は小果を求むることな

し」という自覺に立っていること、又大戒論の論者がその所論の趣くところ、何時か對者を「共小」のものとし、「迂廻」の菩薩と認め、「漸次」の菩薩と認めている點を注目したい。大戒論の論者はこれらを「直往」の菩薩と對立させ、「漸次の菩薩は菩提心を發するとはいつても、小乗と戒行を同じくしているが故に、終に聲聞（の戒を受けたこと）の薰習の爲に牽かれて小鈍智を得、無上智から退く」と斷じているものであるが、にも拘らず、涅槃經の所説を引いて、その中に説く義が、漸次と直往に當るとし、「漸次」は「五戒より乃ち菩薩戒に至り、須陀洹果より乃ち阿耨菩提果に至る」もの、「是くの如く次第に淺より深に至る」ものであるとする。これは明らかに論旨の不徹底である。即ち南都戒を奉ずる立場を一は「無上智より退く」といつて菩薩より脱落せしめ乍ら、他において阿耨菩提果をゆるしているからである。南都戒を奉ずるものは、自からの戒が單なる小乗戒であるとは考えるわけではないし、顯戒論に、僧統が「大乘戒は傳來すること久し、大唐の高僧、此の土の名僧は相尋いで傳授し、今に至りて絶えず」という如く、亦大戒論に南都戒を奉ずるものが、「菩薩を名づけて僧と爲す所以は、初に聲聞戒を受けて既に僧の號を得て、而る後に菩薩戒を受くれば、其の初號に依りて、僧と爲すなり」という如き、裏をかえして云えば、南都戒を奉ずるものも、自から菩薩と自覺し、比丘と任ずる以上、十戒、二百五十戒をへて所謂の菩薩戒を受ける立場であることを想定せしめるから、涅槃經に説く義の、漸次の菩薩であるわけであり、彼等の戒も亦菩薩の戒であるわけであろう。大戒論の著者は「汝が受ける所の戒は但是菩薩律儀の一分なり、全て攝善、饒益有情を闕く」と論斷しているが、果してそうであらうか。道宜に於て既に受けとられ

ていた三聚淨戒が、しかも鑑眞によつて傳えられているのに、南都戒の中から消滅したとは考ええないことは、今細説することは出来ないが、論者の不用意な言葉の端に既にあらわれているといえよう。

南都戒を奉ずるものが主張する點は、「大僧」の名は別解脱戒によつて得られ、菩薩にして、大僧たりうるのは、既に別解脱戒を受けているということにある、というのである。しかしここにいう「大僧」とか、或いは「僧」とかは、決して僧伽の意味ではない。本來僧は僧伽意味に解すべきであり、佛敎々團の名であるけれども、その意味には用いられていない。従つて大戒論の論者が智度論や南海寄歸内法佛等を引いて僧伽の意味を明することは論旨を混亂させる。四條式にも大僧戒の語があるように、大僧は小僧に對するものであり、又六條式に示すように僧は沙彌と對するものであるから、これらは比丘の意ととらねばならない。ここに留意すべき概念の受けとり方が見受けられる。

顯戒論に僧統の言として、「凡そ諸經の中の同聞衆は唯大菩薩を以て一類と爲す。小位を入れて以て其の數と爲さず。是を以て文殊等、形は出家すと雖も比丘と稱せず、舍利弗等、既に回心すと雖も菩薩と名づけず」と掲げられているが、ここにいう比丘は即ち二百五十戒を受けたことにもとづくものであり、出家という概念とは別である。大戒論にもこの趣意が、「執小者」の言として智度論を引いてのべられているが、文殊等は形は出家であつても、「釋迦法中には別の菩薩僧は無いから、聲聞僧の中に入つて次第に坐す」という時の智度論の意は、太賢の古迹記に隨えば、この菩薩法では「四衆」あるのみで、「三聚を受けた出家・在家の男女の別」を存しているのみで

あるのだから、その限りでは、妥當であつて、菩薩法には比丘という性、身分は考えられていないわけである。そこに僧ではあつても——この場合の僧は比丘ではなく、出家という意味で——比丘ではないという所論はなり立つ。試みに瑜伽論や地持經を見ても、菩薩と比丘とが對蹠的に用いられているのは、比丘が聲聞と連鎖的に接續するからであらうが、菩薩なるものの性格を語っている。従つて比丘の意をもたないといふ解せられる菩薩僧の存在を心地觀經や智度論、善戒經、大涅槃經等を引用して説いても焦點をずれることになる。だから、「執小者」に對して種々の失を數えても、又涅槃經を引いて菩薩は「先にありて微細の義を悟り、聲聞は後に在つて淺近の義を悟る」から、菩薩にこそ先に「僧名」を與えねばならないという如き議論や七衆戒は下民の如きもの、菩薩戒は大王の如きものであるから、菩薩戒の受者こそ「僧號」を得べきであるといつた論證は、その通りであると認められても、無意味に近い。それらは四衆の中の僧を説いて比丘を説かないからである。

しかしてそのような「僧號」を與えようべき所以の菩薩戒とは、三衆戒、十重四十八輕戒及び八萬威儀であること、大戒論の論者の立場であることは當然であるが、ここで注目されるのは、大戒論が占察(善惡業報)經をとり上げてゐることである。この經はけだし三衆淨戒を受けて比丘たりうることを證する唯一の經典である。このよきな占察經への注目は顯戒論ではなされなかつた點である。最澄は僧統の奏文に對して、「十重四十八輕戒を以て大乘の大僧戒と爲すは、梵網經に説く所なり。故に天宮師の云く、梵網の大本に據らば、合に凡そ大心を發して善戒を擧ぐるを、竝に出家の菩薩と名づくること有るべし」とのべるが、經文の箇所を示さないし、又天宮

慧威の疏文にしても充分その意をつくした處を認めえない。大戒論では梵網の第二十三輕戒(天台では憍慢僻説戒)を掲げるが、そのどこにも大僧たることを證する文は見出せない。事實梵網經では四衆以外に説かないし、璣珞經も同經である。

ここに一轉期を畫される點が認められる。しかしそれは大戒論では餘り自覺されていない。

要するに以上のべた如く、兩者の間に使用する概念内容に差があり、それが兩論をして喰いちがいを來たさせていることが注目されるのである。

1 大戒論の序文には「貞觀八年丙戌歲三月十六日」の日附を見るが、台租密目では「同三年爲三淳和太上天皇作上奏。傳十八紙」の異傳を掲げている。

2 大正藏七四・六七八中。 3 傳教大師全集一・一〇四。

4 同右一・九七。 5 同右一・一二七。

6 大正藏七四・六七六下。 7 同右七四・六七七上—中。

8 傳教大師全集一・二三。 9 大正藏七四・六七九下。

10 大正藏七四・六六八中。同六六四下にも注意。

11 拙稿「三衆淨戒について」(印度學佛教學研究二號)参照。なお業疏(續藏一・六四・四・三七四左下)にもみえる。

12 傳教大師全集一・一二二。

13 續藏一・六〇・三・二三三左上一下。

14 15 大正藏七四・六八〇上—中。

16 大戒論の論者は、義寂の梵網經疏のうち占察經の「七衆の受戒は皆兩受に通ず」の文を出す部分を引用している(同上七四・六八二上)が、その經の意義は餘り注意していない。